

# 有価証券の時価等情報（単体）

## 有価証券関係

（単位 百万円）

### 満期保有目的の債券

	種 類	平成28年度中間期（平成28年9月30日現在）			平成29年度中間期（平成29年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	989	998	9	983	987	4
	その他	3,000	3,415	415	—	—	—
	小 計	3,989	4,413	424	983	987	4
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,076	1,052	△ 23	1,125	1,107	△ 17
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,076	1,052	△ 23	1,125	1,107	△ 17
合 計		5,065	5,466	401	2,108	2,094	△ 13

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

（平成28年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（平成29年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### その他有価証券

	種 類	平成28年度中間期（平成28年9月30日現在）			平成29年度中間期（平成29年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,722	2,479	5,243	9,477	2,799	6,678
	債券	280,462	270,444	10,018	224,571	219,115	5,456
	国債	175,977	167,706	8,271	146,848	142,389	4,458
	地方債	35,550	34,797	752	29,112	28,728	384
	社債	68,934	67,940	993	48,610	47,996	614
	その他	48,614	40,717	7,897	54,261	45,861	8,399
	小 計	336,799	313,640	23,159	288,311	267,776	20,534
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	558	620	△ 61	239	258	△ 19
	債券	16,277	16,839	△ 561	14,672	14,715	△ 42
	国債	13,152	13,713	△ 560	5,019	5,028	△ 9
	地方債	1,832	1,832	△ 0	5,388	5,408	△ 20
	社債	1,292	1,293	△ 0	4,264	4,277	△ 13
	その他	25,548	26,959	△ 1,411	39,433	40,821	△ 1,388
	小 計	42,384	44,419	△ 2,034	54,345	55,795	△ 1,450
合 計		379,184	358,060	21,124	342,656	323,571	19,084

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	平成28年度中間期 （平成28年9月30日現在）	平成29年度中間期 （平成29年9月30日現在）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	628	628
その他	41	47
合 計	669	675

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券  
(平成28年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における重要な減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(平成29年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における重要な減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種別	平成28年度中間期（平成28年9月30日現在）		平成29年度中間期（平成29年9月30日現在）	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,000	—	3,000	—

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種類	平成28年度中間期 (平成28年9月30日現在)	平成29年度中間期 (平成29年9月30日現在)
評価差額	21,124	19,084
その他有価証券	21,124	19,084
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	6,305	5,676
その他有価証券評価差額金	14,818	13,407